

# 新型コロナウイルスにかかる安平町経済対策商工事業者等支援金について

## 概要

町はこれまでに、北海道の支援金に上乘せする独自支援として30万円に満たない事業者に10万円、また、北海道の支援金対象外となる飲食店についても10万円を支給し経済的支援を行いました。

さらなる追加支援として、新型コロナウイルス感染症の影響が町内事業者全体に波及している現状を鑑み、経済的に影響を受けている町内のすべての商工事業者を対象とし、一律10万円を支給し経済的支援を行います。

また、人の移動の制限により大きな影響を受けている宿泊業者に対しては、さらに30万円を上乘せして支援金を支給します。

## これまでに実施した支援内容

	北海道		安平町(独自上乘せ)		合計
	法人	個人事業者	法人	個人事業者	
休業要請を受けた施設を休業すること	30万円	—	—	—	30万円
	20万円	—	10万円	—	30万円
酒類の提供がある飲食店で19時以降酒類の提供をやめた事業者	10万円			—	20万円
上記を除く飲食店	—		10万円		—

## 今回の支援金の対象事業者・支給要件等

対象者	町内商工業者	宿泊事業者
	町内に事業所を有する法人または個人事業者	
町の給付	一律10万円 町の独自支給	
	—	ホテル・旅館・簡易宿所 30万円 町の独自支給
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年5月1日現在、安平町に事業所等がある商工事業者。</li> <li>営業等事業所得の申告をされている商工事業者（見込みを含む）。</li> </ul>	

## 申請手続き

申請書類	町ホームページからダウンロードしてください。 また、産業経済課（総合庁舎）、住民サービス課（総合支所）でも配布しています。
申請先	①商工会員の方 安平町商工会 ②商工会員以外の方 安平町役場産業経済課商工労働観光グループ
申請方法	郵送または持参
提出書類	①申請書（町の申請様式） ②営業実態や業種が確認できる書類（直近の申告書の写し等） ③誓約書（町の様式） ④通帳の写し ⑤本人確認書類（免許証等）
申請期限	8月31日(月)

## 問合せ

産業経済課商工労働観光グループ ☎ 2515

※受付時間：8時30分から17時15分まで（平日）